

松江市監査委員告示 第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 6 年 3 月 25 日付け松江市監査委員告示第 4 号で公表した工事監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 6 年 5 月 7 日

松江市監査委員 三 島 康 夫

松江市監査委員 安 來 弘 喜

松江市監査委員 川 井 弘 光

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>1 土木工事</p> <p>(1) 市道千酌殿床線道路災害復旧工事</p> <p>①掘削土の路体盛土への流用のために行った土質等試験費用が直接工事費（地盤改良工）に計上されていたが、本来共通仮設費の技術管理費積上分として計上すべきものであり、適正に積算されたい。（道路課）</p> <p>(2) 令和 3 年災美保関町伊屋谷川河川災害復旧工事</p> <p>①コンクリートブロック積の積算において、積算基準（土木工事標準単価）は、目地、水抜きパイプ等の施工（材料費も含む）の有無に関わらず適用できるものであったが、別途、目地板の施工費が計上されており割高な積算となっているため、適正に積算されたい。（河川課）</p> <p>2 建築工事</p> <p>(1) 鹿島総合体育館（メインアリーナ系統）空調配管等更新工事</p> <p>①設計図書において機器操作要領の説明板を設置することとされているが、設置されていない。機器操作要領の説明板の設置が必要かどうかを精査の上、設計図書を作成されたい。</p>	<p>1 土木工事</p> <p>(1) 市道千酌殿床線道路災害復旧工事</p> <p>①監査結果について、道路課内で周知するとともに、令和5年11月16日に開催された第3回建設工事監理ワーキングにおいて、関係部局へ報告を行い、適正な積算を徹底するよう周知しました。（道路課）</p> <p>(2) 令和 3 年災美保関町伊屋谷川河川災害復旧工事</p> <p>①課内で緊急会議を実施し、周知を図り、再発防止を徹底するとともに、今後適正な積算を行うために、検算者 2 名体制の内 1 名を他係員が行うこととしました。併せて、建設工事監理ワーキングの監査報告にて各課へ周知しました。（河川課）</p> <p>2 建築工事</p> <p>(1) 鹿島総合体育館（メインアリーナ系統）空調配管等更新工事</p> <p>①今後は設計段階において現地調査を複数人で実施し、現地状況を正確に把握したうえで十分に協議を行い、設計図書に反映するよういたします。</p>

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>②受注者から提出された石綿含有建材事前調査結果に関する書面において、調査者などの誤った記載がある。記載内容を審査し、誤りがあれば、訂正等を指導されたい。</p> <p>③配管支持金物について、設計より施工数量が多いが、設計図書の変更がされていない。設計内容の変更が必要かどうかを精査し、設計内容の変更が必要であれば、契約変更されたい。 (スポーツ課)</p> <p>(2)鹿島武道館屋根他改修工事</p> <p>①交通誘導員について、施工計画書に基づき配置されており、延べ人数が設計の人数より多くなっている。施工計画書による人数が必要であれば、契約変更し、設計内容を変更されたい。</p> <p>②屋根取合いシーリングが設計図書に記載されているが、工事費積算に反映されていない。設計において施工するとしたものは、その経費を全て含めた工事費積算をされたい。</p> <p>③外壁のひび割れ部の処理について、設計において U カットシール材充填工法によるもの以外のものが設計されないまま施工されている。外壁の劣化部の処理については、受注者による施工前調査の結果に基づき、適切な方法、必要な数量等を決定し、設計と相異なる処理が必要であれば、設計内容を変更し施工されたい。</p> <p>④仕上げは良好であったが下地のサンダー工法による塗膜除去のわかる写真がない。また、Uカットシール材充填工法の施工状況のわかる写真が十分でない。あらかじめ受注者と必要な写真について十分に打ち合わせるなどし、不足がないようにされたい。(スポーツ課)</p>	<p>②記載内容の誤記については受注業者に連絡し、修正していただきました。 今後は記載内容の見落としの無いように複数人で確実にチェックすることを徹底いたします。</p> <p>③受注者における施工品質の向上によるものであっても、設計変更が必要かを精査し、必要であれば契約変更いたします。(スポーツ課)</p> <p>(2)鹿島武道館屋根他改修工事</p> <p>①交通誘導員の増減について、必要性を確認のうえ今後は適切に対応いたします。</p> <p>②今後は工事費積算への反映漏れがないように複数人で確実にチェックすることを徹底いたします。</p> <p>③今後は施工数量調査の実施について事前に受注者に指導すると共に、その結果に基づき適切に設計変更を行うよう努めます。</p> <p>④工事における写真撮影管理について事前に「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック」に基づき、不足なく撮影を行うように受注者への指導を徹底いたします。 (スポーツ課)</p>

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>(3)大庭幼稚園屋上防水改修2期工事</p> <p>①ウレタン塗膜防水の材料の変更に関して、承認の起案文書において、変更前後の材料の性能について記述されていない。承認にあたりどのように性能を考慮したかがわかるようにされたい。 (保育所幼稚園課)</p>	<p>(3)大庭幼稚園屋上防水改修2期工事</p> <p>①設計・同等品共にウレタン系塗床材と防水材の複合工法により重歩行に対応した防水仕様であり、引張強度を比較した結果、塗床材と防水材で若干の差はあるものの、同等品は高強度の防水材を2回塗りすることによって、設計同等の強度が得られるものと判断しました。</p> <p>また、工程と塗布量を比較し、設計同等の工程であり、設計以上の塗布量があることを確認しました。</p> <p>今後は、工事打合せ簿により、どのように性能を考慮したかがわかるように記載します。 (保育所幼稚園課)</p>